

## 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和4年1月25日（火）午前10時 議場

### 出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）今 城 雅 子  
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 門 脇 一 男  
土 光 均 又 野 史 朗

### 欠席委員（0名）

### 議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

### 説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 長谷川次長兼課長 大塚課長補佐兼総括主計員 岩永係長

### 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 安東議事調査担当係長

### 傍聴者

石橋議員 遠藤議員 岡村議員 国頭議員 田村議員 戸田議員 中田議員  
西川議員 三嶋議員 矢倉議員 矢田貝議員 渡辺議員  
報道関係者3人 一般5人

### 協議事件

- 1 2月臨時会の開催について
- 2 2月臨時会の提出議案について
- 3 2月臨時会の日程について
- 4 今後の議会運営委員会の開催について

〜〜

### 午前10時00分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、2月臨時会の開催についてでございますが、執行部から2月1日に臨時会を招集したい旨の依頼がありました。つきましては、会期を2月1日から2月3日までの3日間といたしたいと思っております。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 それでは、確認いたしました。そのようにしたいと思います。

続きまして、協議事件2、2月臨時会の提出議案について説明を求めます。

辻総務部長。

○辻総務部長 市議会2月臨時会に提出する予定の議案につきまして、御説明を申し上げ

ます。

資料1を御覧ください。2月臨時会に上程いたします議案は、条例が1件、補正予算が2件の計3件でございます。

議案第2号は、令和3年度米子市一般会計補正予算(補正第13回)、次の議案第3号は、令和3年度米子市下水道事業会計補正予算(補正第3回)でございます。この2件の補正予算の概要につきましては、後ほど御説明いたします。なお、これらの補正予算は国の補正予算に伴うものでございまして、早期に予算執行をする必要がございますため、先議をお願いするものでございます。

次に、議案第4号は、島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例の制定についてでございます。地方自治法第74条第1項の規定に基づく当該条例の制定の請求を令和4年1月20日に受理いたしましたので、同条第3項の規定によりまして、意見を付けて議会に付議するものでございます。

資料2を御覧ください。今回上程いたします補正予算でございますが、国の補正予算に連動し、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立を図るための事業を切れ目なく行っていくため予算措置をお願いするものでございまして、一般会計の補正額を20億7,973万1,000円といたしております。

補正予算の内容について御説明いたします。まず、総務費の地域産品PR事業(ふるさと納税)とがいなよなご応援基金積立金は、ふるさと納税寄附金の実績見込みの増による事務経費及び基金積立金の増でございます。次の住民基本台帳ネットワークシステムは、マイナポータルを通じた転出・転入手続ワンストップ化に係るシステム改修経費でございます。

2ページを御覧ください。民生費の生活困窮者自立支援金給付事業は、生活困窮者自立支援金の申請期間延長に伴う増額補正でございます。次の生活保護適正実施事業と家庭児童相談室運営事業は、事務の効率化を図るためのシステム改修経費を計上しているところでございます。次の放課後児童対策事業(民間児童クラブ)と私立保育所等支援事業は、保育現場等で働く方の賃金の引上げによる処遇改善のための補助でございます。次の子育て世帯への臨時特別給付金事業は、離婚等により子育て世帯への臨時特別給付金の給付が行き届かない独り親家庭等へ、本市独自で給付金を支給することを考えたものでございます。なお、本事業につきましては、先般首相のほうから国において実施する意向を発表されたところでございますので、本事業の実施におきましては、国の動向を見極めつつ、早期支給に努めてまいりたいと考えております。

農林水産業費の林業成長産業化促進対策事業は、木材処理加工施設を整備する事業者への補助でございます。

商工費の産業用地整備に係る調査事業は、新たな産業用地整備のための調査経費でございます。次のもっとよなごを元気に飲食店応援事業は、市内飲食店を支援するための市民を対象とした飲食店割引について、割引額等を拡充して実施しようとするものでございます。

土木費のまちなかウォークブル推進事業(米子駅周辺地区)は、国の補正予算を活用し、米子駅周辺の歩行空間の整備を行うものでございます。次の橋りょう補修事業から道路維持補修事業(補助)の5事業につきましては、国の補正予算におきまして防災・減災、国

土強靱化対策事業といたしまして採択されたものでございまして、令和4年度実施予定を前倒しで行うものでございます。これによりまして、14か月予算として切れ目なく事業を展開するものでございまして、今回事業費総額で10億1,795万円を計上するものでございます。

教育費の教育支援センター整備事業は、不登校児童生徒の学習支援を行うための拠点整備を行うものでございます。次の小・中学校情報機器整備事業は、小・中学校における大型電子黒板の整備を行うものでございます。次の小・中学校感染症対策等支援事業は、小・中学校における感染症対策物品の購入経費でございます。次の米子城・魅せるプロジェクト事業は、米子城の魅力発信を強化するためのPR経費及び米子城ツアー開催に係る経費でございます。

次に、繰越明許につきましましては、一般会計におきまして住民基本台帳ネットワークシステム費ほか18事業につきまして、国の補正予算に伴う事業のため年度内の完了ができなくなったこと等の理由により、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、資料3を御覧ください。資料3は、議案第3号、下水道事業会計補正予算に係る概要でございます。下水道事業会計（第3回）の補正予算として、収益的収入を910万2,000円の増額、また資本的収入及び資本的支出をそれぞれ1億9,340万円の増額といたしております。これは、国の補正予算（第1号）により追加交付を受けます防災安全交付金を活用した防災・減災、国土強靱化の推進に係る建設改良費等の所要の予算を計上するものでございまして、令和4年度予算で実施を予定していた工事をこのたびの補正予算により前倒しで実施することで、早期に事業を展開するためのものでございます。

説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件3、2月臨時会の日程等について説明を求めます。

松下局長。

**○松下事務局長** それでは、初めに、(1)の2月臨時会の日程につきまして御説明いたします。

資料4を御覧ください。会期は、先ほど御確認いただきました2月1日から2月3日までの3日間として、まず、2月1日でございますが、午前10時開議といたしまして、①の会議録署名議員の指名、②の会期の決定の後、③の議案上程でございますが、ここでは補正予算案を先議案件として審査をしていただき、④の提案理由の説明から⑩の採決まで行っていただきます。

次に、島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例の制定についての議案上程となります。②の市長から提案理由の説明及び条例案に対する意見を述べていただいた後、③の議案質疑に移ります。次に、④の意見陳述の日時、場所、人数、陳述時間の決定でございますが、当該議案は条例制定について住民の直接請求によるものでございますので、審議に当たっては地方自治法第74条第4項の規定により、議会は請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないとされております。また、地方自治法施行令第98条の2第1項では、議会は請求代表者に対し、その日時、場所、その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告知し、公表しなければならないとされております。第2項では、議会は請求代表者が複数であるときは、意見を述べる機会を与える請求代表者の数を

定めるものとあり、第3項では、数を定めたときは、第1項の通知と併せて請求代表者に通知しなければならないとされています。したがって、これらの規定に基づきまして各項目を決定していただくものでございます。内容につきましては、日時は2月2日、午後2時、場所は本会議での意見陳述になりますので、議場、人数は請求代表者の人数を上限とすることとし、5人以内、陳述時間は合計で30分以内、意見陳述人に対する質疑はなしとしていただく予定でございます。

次に、2月2日でございますが、午後2時開議といたしまして、請求代表者による意見陳述を行っていただき、その後、総務政策委員会に付託し、審査を行っていただきます。

次に、2月3日でございますが、午前10時開議といたしまして、⑧の委員長報告、⑨の委員長報告に対する質疑、⑩の討論、⑪の採決を行っていただきます。以上が2月臨時会の日程でございます。

続きまして、(2)の通告の関係でございますが、議案に対する質疑と予算総括質問については、1月28日金曜日正午まで、また討論につきましては、2月2日水曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。委員の皆様、確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件4、今後の議会運営委員会の開催についてでございます。こちらは記載のとおりでございますが、2月1日火曜日午前9時20分から及び2月3日木曜日午前9時20分から行いたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上で用意したものは終わりますが、その他がございまして、ここで執行部の皆様には退席いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、執行部の皆様、退席ください。委員の皆様、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

**○稲田委員長** お待たせいたしました。

その他でございますが、私から土光委員へお伝えいたします。これまで時間管理は厳格に行うよう伝えてきておりましたが、度重なる欠席がありましたので厳重注意といたします。なお、今後同様の事象が生じた場合はさらなる対処を行うことを伝えておきます。私からは以上でございます。

委員の皆様から、ほかに何かございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** まず、協議事件の3番の(2)に関して、質疑、予算総括質問、期限が28日金曜日となっております。これに関して、今回の議案第4号、これは市長は意見を付して上程することになると思います。この意見というのはいつまでに出てきますか。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** 議案送付が4日前の26日、明日になると思っておりますので、そのときに一緒に提出される予定でございます。

**○稲田委員長** よろしいですか。

土光委員。

**○土光委員** 控室に配付されるということですね。

○**稲田委員長** 答えますか。

松下局長。

○**松下事務局長** そのとおりでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。それから、協議事件の3の(1)、2月の臨時議会日程、資料4に関して、ここで、資料4の中で議案第4号、議案上程でこういうふうな運営をするというふうな説明が今ありました。これはあくまでも今回の議会運営委員会でこういうやり方で行うという一つの案だと思っていいですね、これは。

○**稲田委員長** いえ、案を出させていただき、先ほど了承いただいております。

土光委員。

○**土光委員** いや、了承はしてないです。説明聞いただけです。了承するとかそういう話は進行のときないです。

○**稲田委員長** 申し訳ございませんが、進行上、了承いただいたものと把握しております。

○**土光委員** 了承はしてないです。説明聞いただけです。

○**稲田委員長** 土光委員はそうおっしゃってますが、他の委員の皆様もどちらでしょうか。私は了承したというふうに認識しておりますが、その取り進めでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** そのことに関連してなんですけれども、皆さんのところにも配られたと思うんですけれども、この住民投票を実現する会から議長宛てに要望が出されてると思います。この取扱いについて考える上で、やはり日程についても関係するところがあると思うんですけれども、この要望に基づいて何かしら対応を変えられたりとかっていうことは考えられないのか。あと、その要望、議長聞かれたと思いますので、実際にどのような、この書面以外でも口頭で要望があったんじゃないかと私聞いてるんですけれども、その口頭での要望どういうものがあつたのかまず確認してから、やはり日程のほうも考え直さなければならぬ点があるかと思えますけれども、一応そのことまず確認させてください。

○**稲田委員長** 岩崎議長。

○**岩崎議長** 要望書のことについてでございます。まずは、この要望書のほかに口頭でということでございますが、この要望書に沿って要望なされたものと受け止めております。

それで、この要望書の扱いということでございますが、これまでも他の要望書いろいろ私のほうにも参っておりますけども、全てその要望書については皆さん公平に、一旦その議長のフィルターをかけてほぼこの要望書は全議員に配付するというようにしておりますので、同じような扱いで全議員に配付をいたしましたところでございます。

それから、そのほかの今日のこの議会日程については、前回の各派会長・幹事長会でそれぞれ確認をしたとおりでございます。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 各派会長・幹事長会議で確認されたということですからけれども、その中でも要望がその後に出されるということを知ってたわけですから、その要望の内容によっては、例えば私も参考人席ではなくて演壇で意見陳述を、もしそういうふうな要望があればそうしていただきたいとかって話をしてたと思えます。ですから、要望が出た以上、や

はり再度確認をしていただきたいと私は思うんですけども、それはやはりできないんでしょうか。やはり要望というのがせつかく出された以上、それに対して何かしらの対応をしなければならぬと。はっきりともう今回の住民投票の条例制定の事案についての要望です。これは明らかに関係があることだと思うんですけども。そこら辺のやはり改めて協議をしたいと思えますけれども、できますでしょうか。

○**稲田委員長** 協議という言葉ですと、議会運営委員会の中でという意味。

〔「はい」と又野委員〕

○**稲田委員長** 要は、議会運営委員会の委員によってという捉えでよろしいでしょうか。

〔「はい」と又野委員〕

○**稲田委員長** では、又野委員からそういう投げかけがございました。私が改めて言うべきことではないですが、委員の皆さんもちろん1月20日付の島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子から出されてる要望書は御一読いただいているものと思います。私があまり長くしゃべっても恐縮なんです、日程もタイトでございますので、今日もうこの場で皆さん話をして決めていくということでもよろしいでしょうか。持ち帰らずもうここで話すということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** そのように進めますが、又野委員からございました、いわゆる先ほどの資料4の日程について取り進めることは一応確認、了承済みでございますので、そこを動かすということに私は少し、委員長が言うべきではないですが、異論を挟みたいものもございまして、とはいえ議論したいということでございますので、そこを進めるに当たって、要するに資料4の内容でいくのか、要望書の内容を反映させるのかということに最後いくのかなと思えますが、まずその認識で又野委員よろしいでしょうか。

〔「はい」と又野委員〕

○**稲田委員長** では、又野委員以外の委員から意見がございましたらお願いいたします。  
土光委員。

○**土光委員** この説明受けた、特に④のことについて意見をということでもいいですね。要望書を踏まえて。

○**稲田委員長** はい。

○**土光委員** まず、陳述時間に関して、これは30分となっております。これに関しては、請求代表人の意向、要望書には文面としては、意見陳述に関して十分な時間を確保していただきたい、そういう文面ですが、具体的に40分確保してほしいという要望が、意向が伝えられています。これは、請求代表人が議長に直接面談して要望書についてやり取りしたとき、議長にはその40分という話は伝わっていると思います。ということで、40分を確保すべきだと私は思います。

○**稲田委員長** そういう御意見ですね。

ほかございますか。

又野委員。

○**又野委員** ちなみに、議長はその40分っていうのは口頭で伝えられたということでもよろしいでしょうか。

○**稲田委員長** 要は要望として40分はあげるという意味合いですよ。端的に言って申

し訳ないんですが、30分ではなく40分にすべきということですよ。

要するに、議長は先ほど見解をもう示されてますので、あとは委員の中で協議をすることによってさせていただいてますので、要は40分を希望するという意見であるということだと思っておるのですが、それでよいですか。

又野委員、どうぞ。

**○又野委員** 実際にそういう要望があったかどうか、そういう要望をしたというふうには聞いてるんですけども、議長としてそういう認識があったかどうかをちょっと確認をしたかっただけなんですけれども、時間を十分取ってほしいということで、会長・幹事長会議のときにも申し上げたんですけども、境港では3人の代表者で1人15分で45分。米子は5人おられるのに30分ってなると、とても十分だとは私の中では思えないので、やはり時間を十分に取るっていう意味では30分は短いのではないかなと思いますし、この要望にも十分取ってほしいというふうに書いてある以上、やはり考え直すっていうこともあり得るのではないかと私は思います。

**○稲田委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** このことは先日の会長・幹事長会でも十分に話し合いをしたところでありまして。それをもって今日、今議運が行われているわけですけども、その中でもやはり30分っていう時間が、5人代表者がいるからっていうことではなくて、1人で30分やられてもいいわけですし、3人の方で10分ずつやられてもいい。それは陳述される方が選ぶべきだと思いますか、選択されることだと思っておりますので、その中でもやはり30分が適当な時間ではないかということで大体の意見だったと思いますし、私は今もそう思っておりますので、このままでいいのではないかと思っております。

**○稲田委員長** ほかがございますか。

今城委員。

**○今城委員** 私の意見としまして、まずこの議会運営委員会の議事運営上のことを一つ申し述べたいと思います。先ほどの協議事件1、2、3、4と進んできた中で、議事として協議事件3をきちんと説明をされた上で、その場で皆さんが異議がないというふうにして以上、本当はこの今の案件というか今の協議ということは本来必要ないことだと思っております。それは、皆さんが了承してないのならその場できちんと協議をしたいということをお願いするべきですし、それ以前にでも委員長に議事運営のことについて、この書類なども事前に頂いていますので、そういうことをきちんと申し述べるべきだと思いますので、そういう意味で先ほどからの御意見でございますが、本来もう既に了承として終わっていることなので、本来はする必要はないことだと私は個人的には思っています。しかしながら、委員長があえて御意見を採用されて協議をしましょうというふうに酌んでいただいたということを踏まえて、私は意見として、様々な場面で議会の全体の運営に関して、もちろん議会運営委員会が最終的に決定はいたしますが、意見調整をきちんとした上で皆さんの御意見を反映しながら、もちろん反映できない意見もありますが、代表者会、会長・幹事長会という場で皆さんの意見調整をしていただいた上で議会運営委員会としてもそのような議事の運営をさせていただいているということを考えますと、この日程的なものというものは全会派で、了承されない会派ももちろんございますが、十分協議した上で決まったことだというふうに思っておりますので、この会議の日程でいいというふうに私は意見

を述べたいと思います。以上です。

**○稲田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 委員長が、表現はいいかどうか分かりませんが、百歩譲って承認事項を繰り返し確認したいという旨で動かされたわけですが、先ほど今城委員も言われましたように、1回承認という手続をどうですかと言われたわけですから、それを進めるべきだと思います。これをまた元に返すということを、慣例という言い方はよくないかもしれませんが、やってしまうと、少しこの議運の在り方が変わっていかへんかだと思いますので、今までやってこられた順に進めていかれるべきだと思います。以上です。

**○稲田委員長** 皆様、よろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 今問題になってるのは、議事進行上のこと、それからもう一つは中身の協議のこと、2つですが、中身のことを30分、今30分か40分かという話が出てますが、その異論を説明すればいいわけですか。そこは進行どう、示してください。

**○稲田委員長** 議事進行上問題があったとは私は思っておりませんが、委員の方から出てきましたので、本来ならば決してはおりますが、要望書も出ている等々の背景を説明されましたので、では、委員の中でもう一度話しましょうかというところで皆さん一応了承いただいで進めてはおります。ただ、今城委員、安達委員、門脇委員もおっしゃっているとおり、もう一度決定もしておりますし、私としては意見は述べられましたと、ほかの委員さんもそれは聞き及びられましたと。ですので、本来は採りたくないですが、採決ということで皆様に意思表示をいただくか、それとも多数がもう決しているということであればそこで了承いただくか、いずれかでも考えています。ですから、30分から40分等のことは今おっしゃられたので、それ以外にまだ要望があれば簡潔にお願いいたします。その後もう決したいと思いますので。

土光委員。

**○土光委員** だから、この中身の議論を進めていいわけですね。進行云々のことではなくて。

**○稲田委員長** どうぞ。簡潔にお願いします。

**○土光委員** 30分、40分、私は40分ということですが、これって請求代表人が40分という具体的な時間を要望してるわけです。この30分の案というのは、会長・幹事長会議で議論で、最終的には多数決で決めてるわけですが、これを決めるときも、そのときは請求代表人が40分欲しいという、そういう事実は伝えられていない中で、それが分からない中で30分という線を決めたんです。具体的に言うと、私のメモによると、この30分が決まったのは、それぞれ20分とか50分とかいろんな意見が出て、最後に議長がそれぞれの思いがある。これはなかなか根拠がなくて感覚的な話なので、しょうがないから多数決を採るということで多数決を採って30分という案がここに出てるんです。ただ、今回請求代表人が具体的に40分、別にこれ50分、60分じゃなくて40分でちゃんと意見を述べたいというふうに要望しているわけですから、なぜその10分が譲れないんですか。請求代表人が40分という時間を要望してるわけですから、この請求代表人の要望というのは署名の1万3,364人、この思いがこもったそういった意見を議会で陳述したいという、そのために40分欲しいと言ってるんです。なぜそれ議会として受け入れることがで



きないんですか。

○**稲田委員長** 採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。採決としては資料4のとおり取り進めることで確認したいと思います。賛成の委員の挙手をお願いしますという内容で行います。

（「いや、ちょっと待ってください。」と土光委員）

○**稲田委員長** 土光委員、どういった内容でしょうか。

○**土光委員** 資料4に関してはほかにも論点があるので、もし採決をするんだったらまず30分、40分のことでやってください。

○**稲田委員長** いや、もうこの資料4についての採決を行います。

○**土光委員** じゃあ、ほかに意見があります。

○**稲田委員長** 簡潔に項目のみ述べてください。お願いします。

○**土光委員** だから、まず30分、40分、今言いました30分に決まった根拠、それから40分の根拠、もしそれでも30分……。

○**稲田委員長** その時間制限以外のところをおっしゃってください。

○**土光委員** 分かっています。分かっています。と言うんだったら、何で40分は受け入れられないか、それ当然意見を言ってください。それから、この④のところで、④のところね、意見陳述。

○**稲田委員長** 資料4の内容についておっしゃってください。

○**土光委員** 資料4の④、意見陳述の日時、場所、人数、陳述時間、これに関してです。ここの中でほかに、陳述人に対する質疑をない、質疑をしないということに関して、私は異議があります。当然私たち議員として、意見陳述人の意見を聞いて疑問点、確認したい点が当然出てくるのが普通、出てくる場合があります。だから、質疑はありに私はすべきだと思います。

それからもう一つ、ここには書かれていないのですが、意見陳述の場所、えっと書いてないよね、どこでやるんですか。参考人席なのか、演壇なのか。ここには具体的に書かれていないですよ。そのこともこの議運で決める必要があると私は思うのですが、その辺です。

○**稲田委員長** 一番最後のところですね、議場（本会議）となっておりますが、参考人席で行うということにしております。

土光委員。

○**土光委員** だから、ここにそういう記述ないですよ、この資料4の中には、ないよね。だから、委員長がそう言うんだったら、私はそれも参考人席ではなくて演壇ですべきというふうに思います。

○**稲田委員長** では、意見は以上で、意見の陳述…。

又野委員、簡潔にお願いいたします。

○**又野委員** 先ほど土光委員も言われたんですけども、意見陳述人に対する質疑については、やはりその場で深めたい部分が出てくるかと思えますので、質疑ありにするべきだと思います。議会という場である以上、やはりそういう議論の場であると考えてますので、そういう機会を与えるというのは当然のことだと考えます。

それと、意見陳述の場所ですけれども、ここには具体的には出てないんですけれども、

このことについても今、例えば最終的に多数決でっていうことになるんですかね。

○**稲田委員長** 要は本会議場以外の場所ということになりますでしょうか。それはないとはい……。

○**又野委員** 演壇か。

○**稲田委員長** 演壇を希望されるということ。

○**又野委員** 参考人席か。

○**稲田委員長** 希望というか、演壇であるべきだという御意見ですか。

○**又野委員** はい。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** これも先ほども言いましたけれども、今回の要望出されたときに演壇でしたいというふうに要望があったというふうに聞いてますんで、私そういう要望があれば演壇でしてほしいと会長・幹事長会議のときにも言ってましたんで、演壇でぜひともしていただきたいと、そういう要望があればもう別に応えれないことではないと思いますんで、それをなぜあえて要望じゃないふうにするのかっていうのは理由が立たないかと思いたすので、ぜひとも演壇でお願いしたいと思いたす。

それと、付託委員会ですけれども、総務政策委員会になってるんですけれども、これも原発の稼働の是非についての住民投票ということですから、やはりそれが住民投票に付されるべきものなのかどうなのか、そういう重要な事項なのかどうなのかっていうことを考える上では、原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会に付託、やはりしてほしいと改めて、会長・幹事長会議のときにも言いましたけれども、その辺りも改めて意見を申し上げたいと思いたす。

○**稲田委員長** では、意見の陳述は以上で終結いたします。

それでは、採決を行います。

資料4に従って日程を取り進めることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(「待ってください。」と土光委員)

[賛成者挙手…安達委員、今城委員、岡田委員、奥岩委員、門脇委員]

○**稲田委員長** 賛成多数でございます。

(「議事進行、議事進行。」と土光委員)

○**稲田委員長** 賛成多数でございます。

(「議事進行。」と土光委員)

議事進行、土光委員発言ください。

○**土光委員** まず、今議論してるのは④のところの意見陳述の日時、場所、人数、それについてです。これの採決をするときに、今論点が30分か40分か、それから質疑がありかなしか、それからどこの場所でやるか、つまり参考人席でやるか、演壇でやるか。これって直接関連がない事項なので、一括で賛否を取るのではなくて一つ一つ賛否を取っていただきたいと思いたす。

それから、今④のことを議論してるので、今又野委員が⑦、付託委員会のことに触れましたが、これはまた別途議論が必要だと思いますので、今は④のところですよ。だから、議事進行の理由は採決の仕方、これ一つ一つを取ってください。

○**稲田委員長** 土光委員にお伝えいたします。まず、本日の最初のところで協議事件3で

すか、3でいいですね。3のところ一度確認をしております、了承いただいております。そして、その他事項でまずは岩崎議長に対する質問があり、この要望書についてございましたので、確認の意味で、安達委員の言葉を勝手に拝借すれば百歩譲ってといいますか、時間を持ちました。そして、資料4について採決をし、賛成多数で決しました。したがって、その個別個別ではなくてもう資料4で言うなれば2度確定しておりますので、この審議は以上をもって終わりたいと思います。

その他ございますか。

又野委員。

**○又野委員** そういう機会を持っていたいただいたの、本来そうするべきじゃないという意見がありましたので、本当にそれはありがたいと思っております。今後、その部分でしっかりと協議はしていくように意見を言いたいと思います。

この日程の中にはないんですけれども、要望のほうの4つ目で傍聴とかネット中継の話があるんですけれども、この要望についても応えるべきだとは思ってますけれども、このことについて再度確認とか協議はできるのでしょうか。

**○稲田委員長** 私からお答えいたします。まず、インターネット中継に関しましては、この委員会で協議をしておりますが、コロナの影響等々で今、中断中という認識でいただいていると思っておりますので、したがって、インターネット中継をという考えは現時点で私の中にはございません。要するに、中断中がございますので対応はできないものと、2月のこの時期に対応できないものと考えております。録画配信も同様に考えております。で、いいのかな、4の②についての御質問でしたね。

**○又野委員** ①、②両方、別室でのとか。

**○稲田委員長** 失礼いたしました。順番が前後して申し訳ございません。①のほうでございますが、6月の定例会で別室モニター視聴を可能にするための環境整備を求める陳情が出されておまして、そちらは不採択という結果になっておりますので、現時点では別室も、その不採択のこともありますので、今考えていないということになります。以上です。

又野委員。

**○又野委員** 前回そういうふうになったのは分かるんですけれども、改めてここを要望で出されておりますので、どういうふうな対応をするのかっていうのは改めて協議をするべきだと思いますけれども。

**○稲田委員長** 持ち帰って等々も方法論の一つなんですけど、これ持ち帰りますとまた日数かかりますので、すみません、ほかの委員の皆様があまり準備ができてない状況で私も進めるのは心苦しいんですが、これも現時点で決めるしかないかなと思います、又野委員の提案に対してですね。インターネット中継に関しては中断という期間ですので、審議の中断という期間ですので、難しいというのは私の考えでございますし、それから別室も先ほどの陳情の不採択にのっかって今では考えていないということになりますが、これどうしましょう。議論するよりも、もう採決するのがよいのかどうか、事前に私も用意をしておきませんものから、準備がないものから。今のところはできないという見解でございます。御理解いただけますか、どうでしょうか。

又野委員。

**○又野委員** 私は何とか対応したい、議会として対応するべきなんじゃないかと思ってい

ます。実際に署名を集められて、たくさんの住民の方々の気持ちが入ったこの要望だと思いますので、やはり議会としては何らかこれに対応する方向で検討するべきなのではないかと思っておりますので、できないではなくて何とかできるようにしていくという方向でしていきたいと思っておりますけれども。

**○稲田委員長** ほかございますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 今、又野委員から御提案あったんですけど、当委員会でもネット中継のことですとか、先ほど御提案ありました別室のこととかは継続で協議案件にたしかになっていたのではないかなと思っておりますが、ちょっと今回あまりにも急な提案だったので、先ほど委員長おっしゃられたとおり、委員会としても委員の皆様としても御準備ができてないかなというふうに考えてはおります。緊急案件なのでどこまで対応できるかは分からないんですけど、ちょっとこの場でどうこうっていうのは予算面も準備のこともありますし、少し難しいのかなと思っておりますので、できれば事前に協議案件ですとか議事ですとか、もう少し精査していただけるとありがたいなと思いました。以上です。

**○稲田委員長** そのように努めたいと思えますし、委員の皆様も事前の御相談をお願いいたします。

今城委員。

**○今城委員** すみません。私、今奥岩委員が別室モニターの件については協議というふうに何かおっしゃったようですけれども、これは協議案件にはなって、継続協議とかにはなってないと思っておりますので、まずそこは確認をしたいと思えます。

それと、私は先ほど来、又野委員さんが、多分土光委員さんもだったかなと思うんですけども、たくさんの人の意見を集約されているので重く受け止めるべきだという、この要望についてというふうにはおっしゃってたんですけども、私は議会として先ほど議長もおっしゃっていましたが、お一人から出た要望であろうと、例えば10万の市民からの要望であろうと、議会として扱うものについてそこはもう同じ扱いをすることが本来の議会としての在り方だと思っています。そういう意味から言うと、要望というのを議長がおっしゃったように、きちんとした形で議長が受け取りをされた上で議員に配付されているというところ、全員に配付をされているところを見て、我々も見せていただいた上で、議事運営上の様々な観点から会派でも協議したという上で出ている結果ですので、今回のことについてこれ以上協議する必要はないと思っていますので、先ほど委員長がおっしゃったような形で取り計らっていただければと思います。

**○稲田委員長** よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっと議会事務局にお聞きしたいのですが、このネット中継、この要望とか議論になってるのは2日目の委員会のことですよ。これ場所は当然この議場、本会議場だと思います。技術的にそれはやることは可能かどうか、もしやるとしたら予算面はどういうふうになるのか、費用面、それをお聞きします。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** 仮に委員会のインターネット中継をするということになった場合には、

相手先と急遽この日にこういった中継をしていただけるかどうかというまず確認が必要になってきます。それと、これ当初予算等に予算計上しておりませんので、改めて別途契約が必要になってまいります。それで、この委員会のインターネット中継の予算計上しておりませんので、するということになれば何らかの形で予算を確保する必要がございます。費用につきましては、1日当たり6万6,000円がかかってくるというようなことでございます。以上です。

○**稲田委員長** 議長、副議長、よろしいですね。

〔「はい」と岩崎議長〕

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今の準備とか費用の件ですが、この2日は最初は意見陳述があるので、これは本会議場、まず本会議が開かれますよね。これはネット中継当然されますよね。その続き、時間的には続きになるのですが、続いてするのはそんなに難しいことではない。それから、例えば同じ日で本会議があって、プラス委員会の場合もプラス6万6,000円というのは変わらないんですか。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** これは契約上、委員会のインターネット中継をするということになると、別途6万6,000円かかるということでございます。

○**稲田委員長** 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午前10時47分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清